

シクラニプロールに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>下記の食品の残留基準を 15ppm にすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>その他のハーブ以外は、当該作物の残留データが不明で、すべて、アメリカのからしなが参照されており、同国の残留基準 15ppm が採用されている。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 15ppm</p> <p>(2) かぶ類の葉 15ppm</p> <p>(3) クレソン 15ppm</p> <p>(4) ケール 15ppm</p> <p>(5) きょうな 15ppm</p> <p>(6) チンゲンサイ 15ppm</p> <p>(7) その他のあぶらな科野菜 15ppm</p> <p>(8) エンダイブ 15ppm</p> <p>(9) しゅんぎく 15ppm</p> <p>(10) レタス（サラダ菜及びちしやを含む。） 15ppm</p> <p>(11) その他のきく科野菜 15ppm</p> <p>(12) パセリ 15ppm</p> <p>(13) ほうれんそう 15ppm</p> <p>(14) その他のハーブ 15ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカのからしなの残留試験 5 事例で、散布 1 日後の最大残留値 5.90ppm、代謝物 C を合算して 6.242ppm である。</p> <p>2、アメリカの残留基準 15ppm が採用されている。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年 10 月 30 日付け生食発 1030 第 1 号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物のみでなく、輸入される可能性のある食品については国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。また、海外で一定の作物群グループにおいて、共通の残留基準（グループ MRL）が設定され、かつ、使用基準がグループ内の作物で共通であるものについては、当該グループ MRL を参照して日本における残留基準を設定しています。御指摘の食品はいずれも、米国における葉菜類に含まれることから、このグループに含まれるからしな（その他のハーブに分類）の作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び</p>

<p>【意見 2】</p> <p>下記の作物の残留基準を 2ppm 以上にとすることに反対である。もっと低値にすべきである</p> <p>(1) ブルーベリー 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 10 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.999ppm、代謝物 C を合算して 1.097ppm である。</p> <p>2、残留基準 2ppm は、アメリカの残留基準 1.5ppm より緩い、</p> <p>(2) クランベリー 2ppm</p> <p>[理由] 当該作物の残留データが不明で、すべて、アメリカのブルーベリーが参照されており、同国の残留基準 1.5ppm より緩い。</p> <p>(3) ハックルベリー 2ppm</p> <p>[理由] 当該作物の残留データが不明で、すべて、アメリカのブルーベリーが参照されており、同国の残留基準 1.5ppm より緩い。</p> <p>(4) その他のベリー類果実 2ppm</p> <p>[理由] 当該作物の残留データが不明で、すべて、アメリカのブルーベリーが参照されており、同国の残留基準 1.5ppm より緩い。</p> <p>(5) グアバ 2ppm</p> <p>[理由] 当該作物の残留データが不明で、すべて、アメ</p>	<p>短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09258.html</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10182.html</p> <p>(食品健康影響評価)</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190731044</p> <p>【回答 2】</p> <p>残留基準の設定については、【回答 1】を御参照ください。</p> <p>ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実及びグアバの残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請を受けて設定しています。</p> <p>米国におけるブッシュベリー類には、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実及びグアバが含まれることから、ブルーベリーの作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>なお、これらの食品の残留基準の設定については、ppmオーダーの測定において1/100の単位までを常に正確に測定することは困難であること、国際的にも近年、整数 1 桁で残留基準が設定されていること、桁数が異なることにより検査値の取扱いに差異が生じ、監視等の検査を行う現場が混乱すること等から、0.1 ppm未満で 0 以外の数字 2 桁以上で表記されている残留基準の場合、又は最終桁が 0 である残留基</p>
--	--

<p>リカのブルーベリーが参照されており、同国の残留基準 1.5ppm より緩い。</p> <p>(6) 茶 50 40ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、茶の残留試験 6 事例で、散布 3 日後の荒茶の最大残留値 28.0ppm で、代謝物 C を合算して 29.50ppm である。また、浸出液では、2.743ppm、代謝物 C 合算して 2.743 ppm である。</p> <p>2、農薬評価書によれば、散布 21 日後の分析で <0.02ppm となる事例もあり、収穫前使用時期を、現行の当日から、変更して、残留基準に下げべきである。</p> <p>3、TMD I への寄与率は、国民全体区分で一番たかく 33% である。</p> <p>(7) その他のスパイス 3ppm</p> <p>[理由] 温州みかんの果皮の残留試験 6 事例で、最大残留値 1.24ppm、代謝物 C 合算して 1.283ppm である。</p> <p>【意見 3】</p> <p>全体的に残留基準が高すぎる。残留調査に基づき、もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>摂取推定量 TMD I の対 ADI 比は、各区分で安全の目安の 80% を超える 121 から 195% である。そのため、すべての食品で、残留基準より低い暴露量を仮定して、EDI を求め、下表のように、対 ADI 比を低くみせている。</p> <p>たとえば、残留基準 15ppm とした作物の暴露量 4ppm とされている。TMD I への寄与率が高いのは、茶、ほうれんそう、レタスで、国民全体区分では、この 3 種で 66% を占める。</p>	<p>準の場合は、最初の 0 以外の数字の次の桁を四捨五入し、0 以外の数字が 1 桁となるようにしています。詳細については、平成 22 年 10 月 22 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「海外の基準値を参照する場合の桁数の取扱いについて」を御覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000v4sx-att/2r9852000000v4yr.pdf</p> <p>茶及びその他のスパイスについては、国内で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量 (ADI) の 80% の範囲内に収まることを確認しています。また、全ての食品において、一生涯にわたり、残留基準の上限まで本剤が残留した食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>【回答 3】</p> <p>設定した残留基準について、長期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80% の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>また、理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調</p>
---	--

区分	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
推定摂取量 μg/人/ day	997.4	197.8	341.1	84.6	854.0	193.2	1314.9	251.2
対ADI比(%)	150.9	29.9	172.2	42.7	121.6	27.5	195.3	37.3

査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量（EDI）方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

ジクワットに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】 そばなど9作物及び魚介類5品目の残留基準の削除に賛成であるが、残留実態を調べ、一律基準を0.001ppm以下とすることを検討すべきである。</p> <p>[理由]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、国内外で使用されない又は検出されない食品に残留基準を設定する必要はない。 2、多くの野菜や果樹類の残留試験で、最大残留値が<0.005ppmである。 3、飼料由来であるが、乳の残留基準が0.001ppmとなっている。 <p>【意見 2】 らっかせいなどの農作物66種、畜産物27種の残留基準の現行基準を強化し、0.01ppmとしたが、一律基準にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、残留試験での最大残留値が<0.003ppmが多い。 2、【意見 4】の[理由]も参照されたい。 <p>【意見 3】 下記の食品の残留基準を2ppm以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1)大麦 5ppm</p> <p>[理由]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、大麦の残留試験4事例で、最大残留値:<0.003ppmである。 2、残留データが明らかでない国際基準5ppmが採用されている。 <p>(2)ライ麦 2ppm</p> <p>[理由]ライ麦の残留データは明らかでなく、国際基準1.5ppmよりも緩くしている。</p> <p>(3)その他の穀類 2ppm</p> <p>[理由]</p>	<p>【回答 1】 一律基準については、ポジティブリスト制度導入時に、薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会において「許容される摂取量」、「暴露量」について、国際的な評価機関のデータ、我が国ですでに評価されている農薬等のデータ及び我が国の国民の食品摂取量を踏まえ検討を行い、0.01ppmと設定しました。一律基準の詳細については、下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anken/zanryu2/dl/050603-1a-16.pdf</p> <p>【回答 2】 一律基準については、【回答 1】を御覧ください。</p> <p>一律基準は、基本的に当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合に適用されるものです。0.01ppmの基準値を設定した食品については、いずれも、国内の農薬登録がある又は国際基準であるコーデックス基準があることから、一律基準を適用することとはしていません。</p> <p>【回答 3】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543</p>

のようで、80%を超える区分はないが、それでも、幼小児区分で、60.4%であり、成人の2倍以上である。この比を低くみせかけるため、全130食品中の81食品で、暴露量を残留基準より低値にしており(中には、暴露量を0.000とした食品34ある)、EDIが算出されている。

たとえば、大麦：残留基準5ppm→暴露量1.55ppm、大豆：0.4ppm→0.05ppm、なたね：2ppm→0.49ppm、トマト/なす：0.01ppm→0.000、オレンジ/りんご/バナナ：0.02ppm→0.000、いちご：0.05ppm→0.000

区分	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
推定摂取量								
μg/人/day	84.2	19.7	57.8	14.1	96.4	24.3	82.3	18.5
対ADI比(%)	26.3	6.2	60.4	14.7	28.4	7.2	25.3	5.7

2、EFSAや日本の農薬抄録にあるADIは0.002mg/kg体重/日であり、この値を採用すると、上記比率は、2.5倍になる。

3、短期暴露推定量ESTIの対ARfD比はすべて0%であるが、暴露量を残留基準より低値にしている食品が、国民全体区分で38食品(うち0.00とした食品30)、幼小児区分で21食品(うち0.00とした食品14)ある。

4、暴露量が低ければ、残留実態を調査し、残留基準をもっと低値にすれば、消費者の安心・安全につながる。

生じないように、農薬の残留基準を設定しています。なお、残留基準の設定に係る資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。

(農薬・動物用医薬品部会の資料)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000598816.pdf>

(農薬・動物用医薬品部会の議事録)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000608030.pdf>

(食品健康影響評価)

<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20130312073>

理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、一日摂取許容量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

内閣府食品安全委員会で設定されたADI(0.0058mg/kg体重/day)は「種差」及び「個体差」が考慮されており、また、この値は国際機関における評価(JMPR:0.006mg/kg体重/day)と同等の評価となっております。また、詳細については、同委員会の評価書を御参照ください。

<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20130312073>

		<p>短期推定摂取量 (ESTI) の推計においては、作物残留試験が4例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) を用い、3例以下の場合には残留基準値 (MRL) を用いることとしています。HR を用いる場合についても、食品の形態に応じてHR に変動係数を乗じるなど、ESTI が過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる食品等の場合は、中央値 (STMR) を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</p>
--	--	---

テブコナゾールに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと、低値にすべきである。</p> <p>(1) 未成熟えんどう 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>現行基準 0.5ppm を残留データ不明の国際基準 3ppm に緩和している。</p> <p>(2) 未成熟いんげん 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>現行基準 0.5ppm を残留データ不明の国際基準 3ppm に緩和している。</p> <p>(3) えだまめ 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>現行基準 0.5ppm を残留データ不明の国際基準 3ppm に緩和している。</p> <p>(4) その他の野菜 10ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、かきの葉の残留試験 2 事例で、散布 21 日後の最大残留値 4.78ppm である。</p> <p>2、現行基準 0.5ppm を国際基準 3ppm より、さらに緩和している。</p> <p>(5) みかん（外果皮を含む。） 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、温州みかんの残留試験 2 事例で、果実の最大残留値 1.48ppm、果肉で 0.04ppm、果皮で 7.84ppm である。</p> <p>2、みかん果肉の現行基準 0.5ppm が緩和されている。</p> <p>(6) もも（果皮及び種子を含む。） 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 2 事例で、果実の最大残留値 0.96ppm で、果肉で 0.11ppm、果皮で 5.96ppm ある。</p> <p>2、果肉の現行基準 1ppm を国際基準 2ppm に緩和している。</p> <p>(7) すもも（プルーンを含む。） 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 2 事例で、最大残留値 0.76ppm である。</p> <p>2、現行基準 3ppm を緩和したが、国際基準 1ppm より</p>	<p>【回答 1】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、バナナ及びすもも（乾燥させたもの）の残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>バナナの残留基準の設定については、ppm オーダーの測定において 1/100 の単位までを常に正確に測定することは困難であること、国際的にも近年、整数 1 桁で残留基準が設定されていること、桁数が異なることにより検査値の取扱いに差異が生じ、監視等の検査を行う現場が混乱すること等から、0.1 ppm</p>

<p>高い。</p> <p>(8)おうとう（チェリーを含む。） 7ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験6事例で、散布1日後の最大残留値 3.19ppmである。</p> <p>2、現行基準5ppmでも、国際基準4ppmよりも高いが、さらに緩和されている。</p> <p>(9)バナナ 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>バナナの残留データは明らかでなく、現行基準 0.2ppmを国際基準1.5ppmよりもさらに緩和している。</p> <p>(10)茶 80ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験5事例で、荒茶の最大残留値37.8ppmであり、浸出液では4事例で最大残留値は8ppmである。</p> <p>2、現行基準50ppmでも高すぎるが、さらに緩和している。</p> <p>(11)すもも（乾燥させたもの） 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>すももの残留試験での最大残留値は0.76ppmで、理由不明なFAO/WHOによる乾燥係数3.5をそのまま乗じても2.66ppmである。</p> <p>【意見2】</p> <p>下記の食品については、2008～16年に実施されたパブコメで、残留基準がたかすぎるとして、残留実態を調べ、もっと低値化するよう求めてきたが、基準値は据え置かれたままである。低値にするよう再考をもとめる。</p> <p>(1)小麦 2ppm</p> <p>(2)大麦 3ppm</p> <p>(3)その他の穀類 2ppm</p> <p>(4)キャベツ 3ppm</p> <p>(5)レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 5ppm</p> <p>(6)にら 10ppm</p> <p>(7)わけぎ 2ppm</p>	<p>未満で0以外の数字2桁以上で表記されている残留基準の場合、又は最終桁が0である残留基準の場合は、最初の0以外の数字の次の桁を四捨五入し、0以外の数字が1桁となるようにしています。詳細については、平成22年10月22日の農業・動物用医薬品部会の報告・確認事項「海外の基準値を参照する場合の桁数の取扱いについて」を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000v4sx-att/2r985200000v4yr.pdf</p> <p>その他の野菜、みかん、もも、すもも、おうとう及び茶の残留基準については、国内での使用方法で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>【回答2】</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。</p>
--	---

<p>(8) その他のゆり科野菜 10ppm (9) その他のなす科野菜 5ppm (10) なつみかんの果実全体 5ppm (11) レモン 5ppm (12) オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） 5ppm (13) グレープフルーツ 5ppm (14) ライム 5ppm (15) その他のかんきつ類果実 5ppm (16) 日本なし 5ppm (17) 西洋なし 5ppm (18) ネクタリン 5ppm (19) あんず（アプリコットを含む。） 2ppm (20) うめ 3ppm (21) その他のベリー類果実 2ppm (22) ぶどう 10ppm (23) パパイア 2ppm (24) その他の果実 2ppm (25) 綿実 2ppm (26) ホップ 40ppm (27) その他のスパイス 15ppm (28) その他のハーブ 2ppm</p> <p>【意見3】 全体的に残留基準が高すぎる。残留調査に基づき、もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、ラットの発がん性試験で、甲状腺C細胞の増殖性病変（過形成及び腫瘍）が、マウスで肝細胞腫瘍が認められているが、非遺伝毒性メカニズムは認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとみなされている。このような農薬は出来るだけ摂取を下げることが、消費者の安心・安全に繋がる。</p> <p>2、摂取推定量TMDIの対ADI比は、下表に示したように76.9-154.％で、安全の目安の80%に近いが、これを超えている。特に、幼小児区分のTMDIは736.9µg/人/日に対ADI比は154.0%と危険であり、食品別の寄与率が高い小麦、ぶどう、茶、オレンジ、</p>	<p>【回答3】 本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「マウスで肝細胞腫瘍が認められたが、遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量（ADI）が設定されています。また、ADIの設定については、ヒトの個体差も考慮されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20190619025</p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について</p>
--	--

みかん、きゃべつ、その他の野菜は要注意である。

区分 推定摂取量	国民全体		幼児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg/ 人/ day	1447.4	300.4	736.9	188.0	1304.8	297.6	1750.6	341.1
対ADI 比(%)	90.6	18.8	154.0	39.3	76.9	17.5	107.6	21.0

3、対ADI比を低くみせかけるため、コメ、そばほか、いくつかの食品を除き、多くの作物や畜産品の暴露量が残留基準の3分の1以下でEDIが求められている。

たとえば、国民全体区分でTMDIへの寄与率が43%とたかいレタスでは、残留基準15ppmより低い暴露量3.408ppmでEDIが算出されている。

4、短期摂取量ESTIの算出においても、国民全体区分では37食品が、幼児区分では25食品の暴露量が残留基準より低値になっている。

たとえば、小麦；残留基準2ppm→暴露量0.4ppm、レタス類：5ppm→3.2ppm、

日本なし：5ppm→0.275ppm、茶：80ppm→5.6ppm、

5、ESTIの対ARFD比は、一般区分では、なつみかん/オレンジ/ぽんかん/西洋なしで20%、グレープフルーツで30%、おうとうで40%であり、幼児区分では、キャベツ20%、れんこん/みかん/もも30%、オレンジで40%、ぶどうで100%と高かった。これらは、すべて暴露量＝残留基準としたケースであるが、前述のように暴露量が低値化されたレタス、日本なし、茶では、同比は10%を超えず、安全性がみせかけであることがわかる。

6、暴露量を残留基準以下にして、摂取量を算出するくらいなら、残留実態に見合う低い残留基準を設定した方が、消費者の安全・安心につながる。

ADIの80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量（EDI）方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

短期推定摂取量（ESTI）の推計においては、作物残留試験が4例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、3例以下の場合には残留基準値を用いることとしています。HRを用いる場合についても、食品の形態に応じてHRに変動係数を乗じるなど、ESTIが過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる米、小麦やオレンジ果汁等の場合は、中央値（STMR）を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf>

プロフラニドに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと、低値にすべである。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 9ppm [理由]</p> <p>1、残留試験 6 事例で、最大残留値 4.40ppm である。</p> <p>2、つまみ菜の残留試験 2 事例で、最大残留値 3.26ppm である。</p> <p>3、間引き菜の残留試験 3 事例で、最大残留値 1.33ppm である。</p> <p>(2) かぶ類の葉 6ppm [理由] 残留試験 3 事例で、最大残留値 2.58ppm である。</p> <p>(3) ケール 10ppm [理由] たかなの残留試験 2 事例で、最大残留値 3.61ppm である。</p> <p>(4) こまつな 6ppm [理由] 残留試験 3 事例で、最大残留値 2.28ppm である。</p> <p>(5) きょうな 5ppm [理由] みずな残留試験 2 事例で、最大残留値 2.30ppm である。</p> <p>(6) チンゲンサイ 10ppm [理由] チンゲンサイの残留データは明らかでなく、たかな(最大残留値 3.61ppm)が参照されている。</p> <p>(7) カリフラワー 2ppm [理由] カリフラワーの残留データは明らかでなく、ブロッコリー(最大残留値 0.73ppm)が参照されている。</p> <p>(8) ブロッコリー 2ppm [理由] 残留試験 3 事例で、最大残留値 0.73ppm である。</p> <p>(9) その他のあぶらな科野菜 10ppm [理由] たかなの残留試験 2 事例で、最大残留値 3.61ppm である。</p> <p>(10) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 15ppm [理由]</p> <p>1、サラダ菜の残留試験 2 事例で、最大残留値 6.07ppm である。</p> <p>2、リーフレタスの残留試験 2 事例で、最大残留値</p>	<p>【回答 1】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、国内における使用方法で実施された作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>なお、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜及びその他のハーブについては、いずれも非結球あぶらな科葉菜類として農薬登録があることから、同じ分類であるたかなの作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。同様に、カリフラワーについても同じ分類であるブロッコリーの作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p>

2. 80ppm である。
 3、結球レタスの残留試験 6 事例で、最大残留値
 1. 28ppm である。
 (11)ねぎ（リーキを含む。） 3ppm
 [理由]残留試験 6 事例で、散布日後の最大残留値
 1. 32ppm である。
 (12)その他のハーブ 10ppm
 [理由]具体的な作物の残留データは不明で、その他の
 あぶらな科のたかな（最大残留値 3. 61ppm）が参照さ
 れている。

【意見 2】

全体的に残留基準が高すぎる。残留調査に基づき、も
 っと低値にすべきである。

[理由]摂取推定量 TMDI の対 ADI 比は、各区分で
 安全の目安の 80%以下であるが、かんしょとだいこ
 ん類の根以外の 16 作物で、残留基準より低い暴露量
 を仮定して、EDI を求め、下表のように対 ADI 比
 を低くみせている。

たとえば、国民全体区分で TMDI への寄与率が
 43%とたかいレタスでは、残留基準 15ppm より低い暴
 露量 3. 408ppm で EDI が算出されている。

区分	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg/ 人/ day	333.9	81.0	130.6	31.2	329.5	80.2	380.2	93.5
対 ADI 比(%)	35.6	8.6	46.6	11.1	33.1	8.1	39.9	9.8

【回答 2】

理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の
 試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算
 出されるスクリーニング手段としての計算値である
 ため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調査会（当
 時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密
 化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴
 露量の試算値である推定一日摂取量（EDI）方式によ
 り暴露評価を行い、一日摂取許容量（ADI）の 80%の
 範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算
 の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試
 験があるものは、その平均値を用いています。詳細
 については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

ベンズピリモキサンの御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】 米の残留基準を 0.9ppm とすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 8 事例で、最大残留 0.46ppm、代謝物 M4 を合算して 0.57ppm である。</p> <p>2、TMD I への寄与率が国民全体区分で 79% であり、EDI の算出では、暴露量が 0.379ppm とされている。</p> <p>【意見2】 魚介類の残留基準を 0.3ppm とすることに反対である。推定値をもとに、基準を設定すべきでない。実測試験を実施すべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、魚類濃縮性試験が実施されず、BCF は実測値でなく、オクタノール/水分配係数から算出されている。</p> <p>2、上記 BCF と水田 PECtier2 をもとに、推定された水田残留濃度 0.24ppm が基準の参照とされている。</p>	<p>【回答1】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>米の残留基準については、国内における作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>【回答2】 魚介類の残留基準の設定にあたり、水田などの水系に直接処理、又はその近傍で使用され、魚介類への残留が見込まれる農薬については、残留試験データ、残留農薬等検査データ、水域環境中予測濃度、生物濃縮係数等の結果を基に、基準値を設定しております。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の別添2を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p>

全般に係る御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>日本で登録されている農薬の種類、成分数はダントツの世界一と理解しているが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をごらんになった上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかを答えてほしい。</p> <p>また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解も願います。</p> <p>発がん試験や毒性試験で悪影響が確認されたものは、量の大小に関わらず一律に残留禁止とするのが、国民の健康を第一に考えれば当然の処置と考えられるが、なぜそうしないのか？</p>	<p>【回答 1】</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病虫害防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHO では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>